



募集

環境に関する意見を
お寄せください

問い合わせ
環境衛生係

『厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画』では、50年後のめざす環境の姿『持続可能な産業と生活のために』の実現に向け、施策の基本方針を掲げ、『町、町民、事業者の行動指針』を示しています。

令和4年度の進行管理は、『計画結果報告書2022』として、次の期間、環境林務課、厚岸情報館および湖南地区出張所の3カ所に備え付けるほか、町のホームページでも見ることが出来ます。

その内容について、広く町民の皆さんの意見を募集します。

なお、ご意見については備え付けの用紙に記入のうえ回収箱に投函す

るか、メールでお寄せください。

●閲覧期間／9月20日(水)から

●意見の提出期限／9月29日(金)まで

●メール／kankyou@akkeshi-town.jp

斎場の改修工事を
行います

問い合わせ
環境衛生係

9月4日(月)から9月15日(金)までの期間、斎場の改修工事を行いますので、工事期間中の使用はできません。期間中は町外(釧路管内)の火葬場を使用していただきますが、死亡者が町内に住所を有していた場合は、厚岸町斎場の使用料との差額を助成しますので、お問い合わせください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

敬老の日は公衆浴場で
リフレッシュ

問い合わせ
環境衛生係

北海道公衆浴場業生活衛生同業組合では、お年寄りと小学生以下のお子さんが一緒に入浴し、心身ともにリフレッシュしてもらおうと『敬老の日』にあわせ、『喜楽湯(真栄2丁目108番地)』を割引開放します。65歳以上は1人200円、小学生以下のお子さんは、保護者1人につき2人まで無料になります。保護者は1人480円です。

●日時／9月19日(火)の15時から21時

「ごみの不法投棄・不法焼却は
絶対にやめましょう」

問い合わせ
廃棄物対策係

「ごみの不法投棄・不法焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

不法投棄や不法焼却をした場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)、もしくはその両方が科せられます。厚岸町の豊かな自然環境を次の世代に残していくため、ごみの不法投棄や不法焼却は絶対にやめましょう。

また、ごみの不法投棄や不法焼却を発見した場合は、厚岸警察署(☎52-0110)または役場環境林務課へ通報してください。7月はレッドカードを6枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。

便そう(トイレ)トペーパー
以外のものを流さないで

問い合わせ
廃棄物対策係

町では、便そうのくみ取りを行っています。トイレトペーパー以外のもの(おしりふきシートなどが混入していると、処理場での処理に支障を来す原因となります)。

トイレには、トイレトペーパー以外のものは流さないでください。また、くみ取りの急な申し込みは対応できない場合がありますので、余裕をもって申し込みをしましょう。

生ゴミを出す際の
注意事項について

問い合わせ
廃棄物対策係

町では、生ゴミを資源として有効活用するため、水切り容器(白いバケツ)での生ゴミ分別収集を行っています。

収集した生ごみは、堆肥化し再利用しているため、貝殻、動物の骨、トウモロコシの芯、ティーバッグ、水切りネット、アルミホイル、つまようじや割り箸など、生ごみではないものを入れないでください。

また、生分解性(トウモロコシなどの植物由来のもの)の水切りネットや袋は、分解されるまでに時間がかかることや、プラスチック製のものと区別がつかないことから、入れないでください。

気象条件でテレビが
映りづらいことがあります

問い合わせ
防災情報係

昼夜の気温差があり、風が穏やかなど特定の条件がそろうと、『フェーディング現象』といわれる電波が弱くなる事象が発生し、テレビの映像が一時的に乱れたり、見られなくなることがあります。

フェーディング現象は、年間を通して発生しますが、例年夏から秋にかけて特に多く発生します。

これは、自然現象によるものですので、解消することは非常に難しい